

令和5年11月1日

一般競争入札公告

次の給食調理業務について、条件付一般競争入札に付すので公告します。

社会福祉法人 湘南の凪

理事長 小林



1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 社会福祉法人 湘南の凪 給食調理業務委託
- (2) 業務場所 もやい 逗子市小坪5-22-10
mai!えるしい／支援センター凪 逗子市桜山9-3-53
えいむ 逗子市沼間5-4-5
新葉山はばたき 三浦郡葉山町堀内1363-1
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 概要 法人内施設における利用者及び職員への給食調理・提供及び配送等
※献立の作成、食材の発注、調理、盛り付け、食器の洗浄、保管、衛生管理等、給食提供に係る包括的な業務委託。

2 仕様書の入手方法

社会福祉法人 湘南の凪 ホームページよりダウンロードする。

3 入札参加申請

申請方法 社会福祉法人 湘南の凪 ホームページより申請書をダウンロードし、所定の方法で申請する。

申請期間 令和5年11月1日(水)～令和5年11月7日(火)

4 現地見学

見学期間 令和5年11月10日(金)～令和5年11月14日(火) ※11日(土)、12日(日)を除く

見学申込 社会福祉法人 湘南の凪法人本部へ、日時を指定し事前に電話で申し込むこと。

5 質問書の受付期間及び回答期間

受付：令和5年11月20日(月)～令和5年11月24日(金)

回答：令和5年12月1日(金)まで

6 入札参加資格に関する事項

別紙、「社会福祉法人 湘南の凪 給食調理業務委託 一般競争入札 入札参加資格」のとおり

7 入札方法

入札書による入札(外税とする。)

8 入札(開札)の日時及び場所

日時 令和5年12月8日(金)15時00分

場所 社会福祉法人 湘南の丘 もやい(逗子市小坪5-22-10)

9 入札参加資格の喪失

入札参加希望者が、入札日までにいずれかに該当するときは、入札に参加することができません。

- (1) 「6 入札参加資格に関する事項」のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の無効

「6 入札参加資格に関する事項」に定める要件を備えない者が行った入札、又は虚偽の記載をした者が行った入札、又は次にあげる項目に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加の資格がない者が入札に参加したとき、又は代理人が入札前に権限を証する書類を提出しないで入札をしたとき。
- (2) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- (3) 同一事項に対し、2通以上の入札をしたとき。
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札書に記名押印がないとき。
- (6) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (7) その他法令等に違反したとき。

11 入札保証金

なし

12 契約保証金

なし

13 その他

- (1) 詳細は、給食調理業務委託仕様書によります。
- (2) 入札参加者がなかった場合には、この入札は中止となります。
- (3) 落札候補者との契約は、入札後に行う理事会の承認を得てから締結します。

(別紙)

社会福祉法人 湘南の凧 給食調理業務委託 一般競争入札 入札参加資格

- 1.逗子市及び葉山町において入札参加資格者名簿（給食業務委託）に登録を受けている者であること。
- 2.地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく逗子市及び葉山町の入札参加制限を受けていない者であること。
- 3.県税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- 4.法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けていること。
- 5.調理業務委託関係の団体に加入し代行保証が可能であること。
- 6.事故発生時等の緊急時の際、当法人委託事業所へ受託事業者の事業所若しくは営業所から概ね 1 時間以内に職員が到着し対処できること。
- 7.集団給食を専門業務とし、HACCP 等に基づく適正な衛生管理手法を採用していること。かつ、過去 2 年間において、県内の事業所で食中毒等の事故により行政処分を受けたことがないこと。
- 8.地方公共団体若しくは社会福祉法人が設置する社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に定める社会福祉事業中、逗子市若しくは葉山町において同一の運営主体による複数の施設若しくは事業について給食調理業務委託の受託実績のある者。
- 9.神奈川県内において、社会福祉法第 2 条に定める障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業について 3 年以上かつ延べ 60 か月以上の給食調理業務委託の受託実績のある者。
- 10.1 施設当たり 1 日 50 食以上の契約で、刻み食、ミキサー食(離乳食を含む。)、アレルギー食への対応を行う受託実績があり、調理・提供する契約を誠実に履行していること。
- 11.暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 12.会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 22 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われている者ではないこと。